
目 次

教育長訓令
○教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育長訓令の整理に関する教育長訓令…………… 1

教 育 長 訓 令

北海道教育委員会教育長訓令第12号

庁 中 一 般
所 管 機 関

教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育長訓令の整理に関する教育長訓令を次のように定める。

令和4年6月30日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育長訓令の整理に関する教育長訓令

(免許状事務処理規程の一部改正)

第1条 免許状事務処理規程(昭和37年北海道教育委員会教育長訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第7条の2中「第65条の10及び第65条の11」を「第65条の8及び第65条の9」に改める。
別記第3号様式を次のように改める。

別記第3号様式(第7条関係)

受 理 年 月 日	整 理 番 号	学 校 名	非 常 勤 講 師 氏 名	教 授 又 は 実 習 を 担 任 し よ う と す る 事 項 の 内 容	採 用 期 間 ～	週 当 た り 時 間 数	考 備
・ ・					・ ・ ～		
・ ・					・ ・ ～		
・ ・					・ ・ ～		
・ ・					・ ・ ～		
・ ・					・ ・ ～		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番横型とする。

(北海道教育庁等専決代決規程の一部改正)

第2条 北海道教育庁等専決代決規程(平成元年北海道教育委員会教育長訓令第4号)の一部を次のように改正する。

別表第2教職員局の部教職員課の項課長又は担当課長の欄第6号中「、有効期間の更新」を削る。

附 則

この教育長訓令は、令和4年7月1日から施行する。

